

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案要綱

第一 中小企業等経営強化法施行令の一部改正

一 異分野連携新事業分野開拓関連保証に係る保険料率の規定を削除すること。
(第十条関係)

二 中核的支援機関の支援業務の規定を削除すること。

(改正前の中小企業等経営強化法施行令第十二条関係)

三 異分野連携新事業分野開拓に関する地方支分部局への権限委任規定を削除すること。

(改正前の中小企業等経営強化法施行令第十六条関係)

第二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正

一 業務範囲から異分野連携新事業分野開拓に関する規定を削除すること。
(第三条関係)

二 地域産業資源活用促進事業に関する内閣総理大臣への権限委任規定を削除すること。

(第二十条関係)

第三 地方税法施行令の一部改正

独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う高度技術産学連携地域整備業務に関する規定を削除すること。

(第三十七条の五関係)

第四 中小企業信用保険法施行令の一部改正

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に関する保険料率の規定を削除すること。

(第二条関係)

第五 特許法施行令の一部改正

特許料の減免等の対象から異分野連携新事業分野開拓及び特定研究開発等の規定を削除すること。

(第十条関係)

第六 法人税法施行令の一部改正

収益事業の範囲における高度技術産学連携地域整備業務に係る規定を削除すること。(第五条関係)

第七 経済産業省組織令の一部改正

地域産業資源を活用して行う事業環境の整備及び情報関連人材育成事業の所掌事務の規定を削除すること。

(第三十一条及び第八十四条関係)

第八 中小企業政策審議会令の一部改正

中小企業経営支援分科会の所掌事務から中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の規定を削除すること。（第五条関係）

第九 関係政令の整理

その他関係政令の所要の規定の整理を行うこと。

（第二条、第四条、第七条及び第十条関係）

第十 附則

一 この政令は、令和二年十月一日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う資金の貸付け業務に関する経過措置について定めること。

（附則第二条第一項関係）

三 地域産業資源活用促進事業に関する内閣総理大臣への権限委任規定に関する経過措置について定めること。

（附則第二条第二項関係）

四 特許料の減免等に関する経過措置について定めること。

（附則第三条関係）